

東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る 移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案 概要

本法案の目的

【現状】

- 共同相続人等が東日本大震災に係る移転促進区域内の土地等を相続
→ しかし、他の共同相続人等又はその所在が明らかでない
→ 円滑に遺産の分割を行って処分することができない
→

<ul style="list-style-type: none">・ 移転促進区域からの住居の移転その他の生活の再建・ 移転促進区域内の土地の有効な利用	に支障
--	-----

【対策】

- | | |
|--|-----|
| <ul style="list-style-type: none">・ <u>遺産の分割を円滑に行うための情報の提供等</u>・ <u>不在者財産管理人に関する民法等の特例等</u> | に支障 |
|--|-----|

→ 相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化
→ もって東日本大震災からの復興の推進に寄与

第一 遺産の分割を円滑に行うための情報の提供等

- ① 国及び地方公共団体は、共同相続人等に対し、日本司法支援センターの行う東日本大震災法律援助事業、不在者財産管理人の制度等に関する情報を提供。
- ② 集団移転促進事業を実施する市町村又は都道府県は、共同相続人等から求めがあったときは、他の共同相続人等を特定するために必要な調査を行い、その結果を提供。

第二 不在者財産管理人に関する民法等の特例等

- 相続により共同相続人等が取得した移転促進区域内の土地等について、遺産の分割がされておらず、かつ、複数の共同相続人等が不在者であるときは、
- ① 弁護士等である不在者財産管理人は、民法第108条等の規定にかかわらず、複数の共同相続人等を代理することができる。
 - ② 不在者財産管理人は、適当と認めるときは、所在が明らかな共同相続人等が当該土地等を取得することについて配慮。
- ※ 共同相続人等の請求により不在者財産管理人を選任等した場合に限る。

第三 検討条項

国は、将来における大規模な災害の発生に備えて、相続に伴う登記の在り方の見直しを含め、被災地における相続に係る土地等の処分の円滑化のために必要な施策について検討。

施行期日：公布の日から起算して1月を超えない範囲内